

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所)

1 評価機関

名 称	特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク千葉福祉調査センター
所 在 地	273-0137 千葉県鎌ケ谷市道野辺本町1-12-18
評価実施期間	令和3年2月5日 ~ 令和3年3月22日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	野田市立中根保育所 ノダシリツナカネホイクショ		
所 在 地	〒278-0031 野田市中根30-1		
交通手段	東武野田線(東武アーバンパークライン)野田市駅下車徒歩8分		
電 話	04-7122-5741	FAX	04-7122-5741
ホームページ	http://www.city.noda.chiba.jp		
経営法人	公立公営		
開設年月日	昭和40年4月1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	千葉県野田市							
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
	6人	21人	35人	42人	48人	48人	200人	
敷地面積	4859.01㎡			保育面積		570.16㎡		
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育 ○		延長保育 ○		夜間保育	
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援 ○	
健康管理	野田市が作成する年間保健計画により実施							
食事	完全給食(但し、土曜日は3歳以上児弁当持参)							
利用時間	午前7時から午後7時まで							
休 日	日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日)							
地域との交流	近隣の小、中学校の体験学習や交流会 園庭開放 高齢者とのふれあい							
保護者会活動	定期的な保護者会活動及び各係役員の集まり、各種行事の参加							

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		21	46	67
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	30	1	0	
	保健師	調理員	その他専門職員	
	0	7	29	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	野田市児童家庭部保育課に入所申し込み		
申請窓口開設時間	月～金曜日（祝祭日、年末年始は除く）8：30～17：15		
申請時注意事項	保護者及び子どもと面接を実施		
サービス決定までの時間	前月10日までに申し込み、15日頃選考会議決定し、翌月の1日から入所		
入所相談	野田市役所保育課または、保育所で随時受付		
利用料金	保育料は市民税等で決定、但し3歳以上児の保育料は無料		
食事料金	3歳未満児は保育料に含む 3歳以上児は別途徴収		
苦情対応	窓口設置	受付担当 堀江香織 解決責任者 内藤智恵子	
	第三者委員の設置	小嶋真二 小沼裕子 中村和雄 丸山敬子	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>★保育理念</p> <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進していく。 <p>★基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭や地域との連携を図り、保護者の協力のもとに家庭教育の補充を行う。 子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができるよう環境を用意し自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより健全な心身の発達を図る。 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。 <p>★保育目標</p> <p>『健康で明るい子ども』</p> <ul style="list-style-type: none"> よく遊ぶ子・意欲のある子・思いやりのある子・豊かな感性と創造性のある子
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地の中にある保育所ですが園庭が広く、大きなイチョウの木が子どもたちを見守っています。毎日の体操や戸外遊びで体力づくりに取り組んでいます。定員200名の大きな保育所なので友達の輪が広がり異年齢との交流を通して、社会性や思いやりを学ぶことができます。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>中根保育所</p> <p>◎目標 あそびが学び～生きていく力を育む～</p> <p>◎キーワード</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊かな関わり 友だちやたくさんの人々とふれあうことで、やさしくあたたかな心を育てていきます。 家庭的な保育 異年齢児との交流を積極的に取り入れ、ゆったりと思いやりの心が育まれるような保育を心がけていきます。 地域との交流 地域の方々、高齢者、実習生、体験学習の生徒など、様々な人々と交流を持つことにより、大人とのかかわりを学び、視野を広げ社会性を育てます。

福祉サービス第三者評価総合コメント

<p>特に力を入れて取り組んでいること</p>
<p>1. 職員は子どもや保護者に明るく笑顔で接しています。日々の保育や感染症、ケガの連絡等の説明が保護者へしっかり届き相互信頼に繋がっています。</p>
<p>・保護者が保育所を信頼し子どもたちを安心して預けられていることが、出された多くの意見から分かります。 どの先生も笑顔で接してくれます。いつも安心して預けられます。本当に感謝の言葉しかありません。ベテランの先生方が多く、相談がしやすく子育ての先輩であり頼りになります等保育所を信頼する多くの声が寄せられています。</p>
<p>2. コロナ禍でも、子どもたちの思いを大切に、工夫した行事が行われ、楽しく・元気に参加しました。</p>
<p>・運動会は通常の日、4歳児以下と5歳児に分けて実施されました。かけあしは直線を走り、リレーも行われました。遊戯は場所を固定し行われ、応援合戦にも力が入りました。 ・クリスマス会は、各クラスに一斉放送を流し、会食は(3歳以上児のみ)異年齢で行い、プレゼントはサンタさんがクラスを回り行いました。 ・遠足(5歳児)に代えてお楽しみ保育が実施されました。</p>
<p>3. アレルギー児の給食は、いくつもの確認作業が行われ、安全に提供されています。</p>
<p>・様々なアレルゲンを持つ12名の子どもたちに、調理員全員が一人一人を把握し、担当制で代替食を作っています。 ・調理員から保育士へ渡す時に確認が行われ、クラスに運ばれ関係する保育士が声をかけ合い、チェックし当該の子どもテーブルに配膳されます。 ・席の配置は誤食が起きないように配慮され、アレルギー児専用のお替りも用意されています。</p>
<p>4. 所内研修は日々の実践に生きるテーマが用意され、一人ひとりの学びの深まりに繋がっています。</p>
<p>・講師は研修受講者から所長、子育て担当まで幅広い職員が努め、発表する内容を準備し、40分間程度で毎月行われています。 ・30数名が毎回参加し、考察をまとめ発表し、職員間の連携が強化されています。例えばテーマは、新型コロナウイルスについて知ろう等があります。</p>
<p>さらに取り組みが望まれるところ</p>
<p>1. 安全・安心につながる、園舎の耐震補強工事を早期に実施されることが望めます。</p>
<p>・当所は築49年経った園舎です。0歳児から5歳児が7時～19時まで205名が生活しています。 ・保育所の耐震補強の実施について、財源の確保を含め、補強工事等の方法を検討することが、野田市エンゼルプラン第5期計画に明記されています。 ・財源の確保、補強工事の検討を急ぎ、早期に補強工事を実施されることが望めます。</p>
<p>2. 指導計画、保育内容の検討やマニュアルの作成、見直しは多くの職員の参加と丁寧な結果説明が望めます。</p>
<p>・保育に関わる職員は40余名いますが、指導計画、新しいマニュアルの作成等は一部の職員によって行われています。 ・基本的な事項については全職員参加で検討、作成することが求められます。 ・雇用形態、勤務時間の違い等を踏まえた参加方法について工夫されることが期待されます。</p>
<p>(評価を受けて、受審事業者の取組み)</p> <p>保護者・職員アンケート結果から、保育所に対する保護者や職員の思いを知ることができました。保護者だけでなく、職員との信頼関係も大切にし、今回のアンケートで見えた課題に向き合い、更なる保育の質の向上に努めたいと思います。また、総合コメントの中で指摘された、指導計画やマニュアル作成については、全職員参加で検討してまいります。なお、2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で地域社会とのつながりが少なくなっておりますことから、できることを模索しながら、取り組んでまいります。</p>

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	
			理念・基本方針の周知	2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	
				3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	
		2 計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	
				5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	
				7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	
		4 人材の確保・養成	人事管理体制の整備	8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	
				9 事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	
			職員の質の向上への体制整備	10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	4	1
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4		
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4		
			13 利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4		
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4		
		2 保育の質の確保	保育の質の向上への取り組み	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	
				16 提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	
		3 保育の開始・継続	保育の適切な開始	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	
				18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	2	1
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	
				22 身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	2	2
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	5	1
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	
				27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	
				31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	
				32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	
		6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	
計	124			5		

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野田市(以下市のという)の保育理念、基本方針、保育目標、中根保育所(以下所という)の目標・キーワードが重要事項説明書や所の案内パンフレットに明記されています。 ・市の保育理念～一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進していく。市の基本方針～家庭や地域との連携を図り、保護者の協力のもとに家庭教育の補充を行う。子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより健全な心身の発達を図る。養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。 ・市の保育目標～健康で明るい子ども(よく遊ぶ子、意欲のある子、思いやりのある子、豊かな感性と創造性のある子) ・所の保育目標～遊びが学び、生きていく力を育む、所のキーワード～豊かな関り、家庭的な保育、地域との交流・市の保育理念、基本方針、保育目標に、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれています。 ・所の保育目標、キーワードから福祉サービスの内容や特性が読み取れます。 	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1項に示した、理念、方針、目標が事務室や各クラスの見えやすい場所に掲示され周知されています。 ・所の基本マニュアル(各種マニュアル、児童憲章、守秘義務、苦情処理体制等66項目が明記され保育のバイブルとして活用されています)が職員へ配布され、その中に理念、方針、目標が明記され、周知されています。必要に応じて読み合わせが行われています。 ・保育理念や子どもの発達援助などについて自己評価を年2回行い振り返りがされています。 	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年3月に新入所児を対象に説明会が行われ、重要事項説明書と入所のしおりにより説明されています。また、継続児には進級前に重要事項説明書により説明されています。 ・例年は4月のクラス懇談会で担任から理念、方針、目標とクラス目標が説明されていましたが、コロナの影響で今年度はできなかったため、送迎時に個別に保護者へ伝えられました。 ・毎日の連絡帳や一日の活動報告で伝えられています。 ・懇談会の開催が出来ない場合は、見合う内容を、月のたよりに掲載するなどの工夫が期待されます。 	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野田市エンゼルプラン第5期計画に明記されています。3歳児保育士の配置基準の見直し、耐震補強工事の実施、病児・病後児保育の充実があげられています。 ・所の課題として特別な支援が必要な子どもの施策の充実、要支援家庭の発見、早期対応等が明確にされ取り組みがされています。 ・平成25年度に出された耐震診断の結果を受けた、耐震補強工事を安全・安心のため早期に実施することが望まれます。 	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。

(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・年間予定表の立案、検討や保育に関する方針や計画は職員会議で話し合い決められています。 ・行事や保育の取り組みは状況の変化に対応し見直し検討し実施されています。 ・今年度はコロナ感染拡大防止のため、多くの行事が工夫して実施されました。 ・職員会議は情報共有の大切な場であり、事故、ヒヤリハット報告や看護師、給食担当、クラス担当等からの報告を受けて話し合いがされることが望まれます。 		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・今年度はコロナ感染拡大防止が最優先となり、多くの行事を見直すこととなり、例えば遠足に代わる行事が実施されました。 ・所長が保育の様子を見て声掛けをしたり、管理者と担任が話し合い方向性を確認しています。 ・研修の年間計画(外部、所内)へ積極的に参加し職員の意欲や自信に繋がっています。 ・令和2年度東葛支会主催の9件と県委託研修3件はコロナ関係で中止となりました。 ・市制定の「人事評価制度・能力評価マニュアル」にそって評価が行われ、マニュアルは公開されています。 ・人事評価者研修を所長が受講し公平な評価がされています。 		
7	施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・所の基本マニュアル(以下基本マニュアルという)に児童憲章、全国保育士会倫理綱領があり周知され、日常の保育に生かされています。 ・9月に正職、フルタイム職員、長時間職員を対象に、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」による研修が行われました。 ・プライバシー保護についても基本マニュアルに「保育所の守秘義務について」、「個人情報(書類等)の取り扱いについて」があり周知されています。 ・「パソコンを主体とした情報事故」を起こさないために、「情報セキュリティ研修」が実施されました。 		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材育成方針が明文化されている。 ■ 職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・「野田市新人材育成基本方針」が平成30年3月に改訂され、明文化されています。 ・保育所業務分担表が作成され、所長以下の役割と権限が明確にされています。 ・人事評価制度・能力評価マニュアルによって評価が行われています。 ・主任以下の評価は所長が行い、保育課長が所長の評価をしています。 ・評価は各人が自己評価、能力評価を行い所長へ提出しています。また、4級職以上の職員は、業績評価書も提出しています。 ・評価の結果は、被評価者から申し出があった場合に所長から説明されています。 ・人材育成と勤労意欲につながる、保育所に特化した、研修体系と人材育成方針を作成されることが望まれます。 		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿とPC入力(タイムカード)、時間外簿に記入され、管理は野田市保育課で行われています。 ・所全体の休暇取得状況が分かる「休暇予定表」を作成し、グループ分けをし取得しやすい工夫がされています。 ・特別休暇として「子育て・感染症・夏季休暇」を取得しています。 ・人員配置はクラス編成にあたり支援が必要な子どもに対しての配置を考え、年度途中の退職への対応も保育課と相談しています。 ・福利厚生事業は職員共済組合を利用しています。・育児休暇は取得を励行されています。 ・休暇の取得が難しい時期があり、話し合い・工夫をされることが期待されます。 ・大規模保育所であり、管理・運営の二元化と職位の拡大を検討されることが期待されます。(例えば副所長の新設と2主任体制) 		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 □ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。

<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の新入材育成基本方針にそって運用されています。 ・能力基準は能力評価書に役職別、職級別に明示されています。 ・役職別研修は必ず参加し報告が適時行われています。 ・外部研修は年度初めに計画、内容が明記され、所長の判断で受講者を決め参加していましたが、本年度はコロナの関係で中止となりました。 ・所内研修は毎月行われ、職員が交代で発表者となり毎回30数名の職員が参加し保育の実務、質の向上に役立っています。 		
11	<p>施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本マニュアルに「児童憲章、子どもへの接し方、保育士の心得」が明記され日常の保育に生かされています。 ・虐待への対応は、基本マニュアルに「児童虐待とは、虐待が疑われたら、虐待チェックリスト、発見した場合のフローチャート」が明記され関係機関と連携し対応がされています。 ・要保護児童情報提供カードを毎月、市の家庭子ども総合支援課に提出し、情報が共有されています。 		
12	<p>個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の個人情報保護がHPに掲載し周知されています。利用目的、開示についても明記されています。 ・重要事項説明書、お願いのプリントに個人情報に関する内容が明記されています。 ・基本マニュアルに「保育所の守秘義務について」が明記され職員へ周知されています。実習生、ボランティアには、守秘義務が明記されたプリントを配布し説明がされています。 		
13	<p>利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、給食に関するアンケートが実施され、要望・意見が来年度に反映される予定です。 ・所が住宅地に囲まれ、朝夕の送迎時、車が多く出入りするため駐車場の拡充、整備の要望があり、本年度解決しました。 ・送迎時に可能な限り話し合いをするように努められています。 ・保護者アンケート結果から相談、保育参加の項目でも相談、言いやすいとの回答が出されています。 		
14	<p>苦情又は意見を受け付ける仕組みがある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「相談・要望・苦情窓口」について重要事項説明書に明記され入所説明会で周知されています。 ・「苦情解決システムの仕組み」が事務所前に掲示され周知されています。 ・「苦情解決システムの仕組み、苦情における基本的な心構え」が基本マニュアルに明記し対応がされています。 ・本年度は10件の提起があり記録され、出された問題点の改善を組織的に改善し、保護者へ解決内容を説明し納得が得られています。 		
15	<p>保育内容について、自己評価を行い課題発見改善に努め、保育の質の向上を図っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の質の向上に向けて、年2回各個人の自己評価と、年1回所全体の自己評価が行われています。とても良い評価が行われ、反省は次年度に生かされています。 ・各クラスで毎月の指導計画を立て、PDCA(計画、実行、評価、改善)を意識して次の月の保育に生かされています。 ・第三者評価の結果は、インターネット上に報告され、社会的責任を果たされています。 		
16	<p>提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。

<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本マニュアルを各個人が持ち、いつでも確認できるようになっています。業務の基本や手順のマニュアルは明確にされ事務室にもおかれています。また、保育に身近なマニュアル(手洗い、消毒等)は、クラス内に掲示され、誰でも確認出来るようになっています。 分からない時や、新人職員が配属された際は、必要に応じて、業務の基本や手順のマニュアルを活用されています。 新しい対応が生じた時は、その都度マニュアル見直しを行い、新しい項目を増やし随時更新されています。職員に下痢・嘔吐の症状が発生した場合、今までのマニュアルには無かったので、すぐに対応し、手洗い強化、一か所のトイレだけ使うなど、細かいマニュアル作りが行われました。また、今年度はコロナ対策も多く強化されました。 マニュアル作成は所長、主任他職員参加のもと行われていますが、保育に携わる職員全員で意見交換されることが望まれます。 		
17	<p>保育所利用に関する問合せや見学に対応している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 見学、問い合わせについては随時対応されています。また、ご案内やホームページにも明記されています。 問い合わせや見学に対しては、所のご案内を配付し必要に応じて育児相談も行われています。また、見学者記録カードを配付し記入して頂き、質問事項にも対処されています。対応については、主に主任保育士が行っています。 見学者からは、おむつ交換、布団、食事、慣らし保育についてなど入所についての質問が多く、個別対応に心がけられています。 		
18	<p>保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所時、入所説明会で保育理念に基づく保育方針や保育内容が説明されています。 保育内容は入所のしおりや重要事項説明書にそって、分かりやすく説明されています。お願いのプリントを配布し、持ち物についても、分かりやすく示され内容が丁寧に説明されています。また、外国の方への対応も分かりやすくきめ細やかに対応されています。 入所の際には、保育の重要事項説明書に関する保護者の同意書が得られています。 継続児には事前に重要事項説明書を配布し、内容の確認チェックの記入をお願いして、個別に説明対応されています。 保健関係については看護師が詳しく説明し、アレルギーやひきつけなどの既往症のある子については、保護者の意向を確認し個別に対応されています。また、アレルギー食対応については、調理師との話し合いも行われています。 		
19	<p>保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 □施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体的な計画の中に、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程が組み込まれています。新保育指針の中にも含まれる、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(ア健康な心と体 イ自立心 ウ協調性 エ道徳性・規範意識の芽生え オ社会生活との関わり カ思考力のめばえ キ自然との関わり・生命尊重 ク数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ケ言葉による伝えあい コ豊かな感性と表現)が組み込まれています。 全体的な計画は、それぞれの親子関係や家庭生活に配慮しながら、子どもの背景にある家庭や、地域の実態を考慮し作成されています。 所全体で所の目標やキーワード(・豊かな関わり・家庭的な保育・地域との交流)を計画の中に取り入れ作成されています。 全体的な計画は適切に編成されていますが、全職員の意見を取り入れ、共通理解が持てるような体制が望まれます。 		
20	<p>保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全体的な計画に基づき、長期的な指導計画(年)と短期的な指導計画(月・週・日案)が作成されています。 3歳未満児の指導計画では、個別の指導計画がたてられています。新保育指針の中では乳幼児に安心感を持たせる保育が望まれますが、指導計画の中に、保育者との安定した関わりの中で身の回りのことを行い、自分でできた喜びを感じることができるといことが掲げられています。安心して過ごせる関係の下で、何時でも保育者の膝にのることができるよう配慮されています。また、特別な配慮の必要な子どもに対しても、個別の計画を作成し次の月の保育に生かされています。 発達過程を見通して、季節の行事を盛り込み、子どもの実態に即した保育内容が盛り込まれています。保育の実践においては、クラス内容を把握し個別に保育内容の聞き取りを行い、違いがみられた時は主任、所長も参加し話し合いが行われています。 保育のねらいを達成するために、行事の際など、適切な環境が配慮されています。今月はホールにひな壇が飾られ、各部屋にはひな祭りの製作やお別れ会に向けての環境作りが行われています。 長期的な指導計画、短期的な指導計画の実践を振り返り、改善に努められています。月の指導計画は前月の提出時と振り返り時に主任、所長が確認し、必要に応じて見直しが行われています。 指導計画の実践振り返りは、会計年度任用職員含め、全職員の共通理解が必要ですので、会議には参加できなくても、報告書を回覧するなど、きめ細かい配慮が望まれます。 		

21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達過程に応じた玩具や本が室内に用意されています。園庭には大きな銀杏の木の下のもとに、大きなタイヤトンネルや滑り台が用意されています。 ・子どもが自由に取り出せ、子どもの手が届くようなところに色鉛筆、紙やクレヨン、パズル、ブロックが置かれています。また、コーナー遊びができるように段ボールで作られた仕切りなどが用意されています。 ・広い園庭には、自由に体を動かして走り回れる環境が整備されています。 ・広い園庭で、自由に遊べる時間は年齢に応じて確保されています。 ・在籍人数が多いので、3歳未満児の遊ぶ場所を作ったり、各クラス時間をずらして遊ぶなど、保育士は子どもが楽しく遊べるような働きかけをしています。また、安全チェックリストを基に安全に気を配られています。 		
22	身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 □散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 □地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・季節に合わせて野菜(ナス、ピーマン、トマト、サツマイモ、えんどう豆)等を育て、生長を観察することで食育に繋がられています。収穫した野菜で何が作れるか、どんな調理方法があるかを考え食材への関心を高められています。 また、アゲハやカブトムシの幼虫を育て、保育の中に活用されています。 ・例年は年間計画の中にある園外保育の他に、天気の良い日は近隣を散歩していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から子ども同士で手をつなぐことができなくなり、地域の社会体験が少なくなりました。 ・例年5歳児はバスに乗っての遠足を楽しみにしていましたが、今年度は中止となりました。代わりとして保育者が就学児お楽しみ保育を考え、バスごっこやゲーム、縄跳び大会、シートをひいてお弁当おやつと楽しい保育が展開されました。 ・散歩や園外保育、地域のお年寄りとの交流などが出来なかった代わりに、色々なお楽しみ保育やチャレンジ保育が展開され、成長の喜びを感じる保育が行われ、生活に変化や潤いを与える工夫が日常の保育の中に取り入れました。 		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取り組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各クラスの保育士は子どもたちと信頼が持てるような優しい声かけがされています。自我の育ちや気持ちを受け止め、十分に話を聞く中で相手の気持ちに気付くような適切な言葉かけがされています。 ・トラブルが発生した際には、子どもの見守りを大切にしながら、生活や遊びの中で社会性が身につくような努力がされています。 ・コロナ禍の中、子ども同士の間隔をとるなど、決め細かくルールを決め、順番を守るなど社会的なルールが身につくような指導が行われています。 ・給食を配るなどの活動ができなくなり、当番活動が縮小されましたが、朝の会のリーダーや声かけなど役割が果たせるようなクラス運営が行われています。5歳児は当番活動として、園庭開放の終わりの言葉を、マイクで放送し、自信の持てるような保育が展開されています。 ・所は在籍人数が野田市でも一番多く、異年齢の子どもたちとの交流はよく行われています。朝10時には、全職員、全園児が園庭、テラスに集まり(ソーシャルディスタンスを保ちながら)子ども向けラジオ体操と楽しい曲を踊り、一日の楽しい保育がスタートします。その中で年下の子どもの世話や気遣いが身に着けられています。 		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 □障がい児保育に携わる者は、障がい児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気になる子どもに対しては、優しく接するなど子ども同士の関わりを配慮されています。 ・特別な配慮が必要な子どもに対してのケース会議を開催し、内容は会議ノートに記入し、きめ細かい配慮と対応が記録されています。 ・特別な配慮が必要な子どもに対しては、所全体で共通理解が持てるような話し合いが行われています。 ・10月には障がい児の研修を受ける予定でしたが、令和2年度は研修会が中止となりました。 ・例年は専門機関(ことばの教室・保健センター・特別支援学校)と定期的に交流を持っていましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となり、必要に応じて電話で対応されています。 ・気になる子どもの保護者に対しては、話し合いが行われ、適切な情報を伝えるような努力がされています。保護者から、所に対しても感謝している言葉が伝えられています。 		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。

(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> 引き継ぎは各クラスの引き継ぎノートに記入し、保護者への連絡は口頭で確実にを行うようにされています。 所内研修で安全管理や衛生管理について必要な研修を実施しています。 子どもが安心して過ごせるよう敷物の上で個別にゆったりと対応し遊べる工夫に努めています。 	
26	<p>家庭及び関係機関との連携が十分図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> 日々の保育の状況は、連絡帳やクラスノートにて情報交換をしています。今年度は保育参観、懇談会については中止となりました。 保護者からの相談は随時受け付け担任や所長が面談し記録されています。 小学校との交流は出来なかったものの、幼保小連絡会議や就学先の小学校と話し合いがされスムーズに、入学できるようにしています。 	
27	<p>子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> 公立保育所共通の保健計画が作成され、健康診断、歯科健診各年1回実施され記録されています。視力検査は4、5歳児のみ看護師が年1回検査されています。毎月1回看護師が発育測定を行っています。 登所時の視診サーベイランスの記入や午睡前の着替え時に、傷や健康状態に注意し気になる場合は所長に報告し記録しています。 虐待マニュアルに沿って対応されています。疑われる場合は関係機関への連絡を速やかにとる体制が作られています。 	
28	<p>感染症、疾病等の対応は適切に行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> 子どもの様子を保護者に連絡し、場合によっては保育所から医療機関に連れて行くなどの適切な対応をされています。 感染症マニュアルに基づいて対応されています。保護者にはアプリ「マチコミ」で一斉送信し協力を求めるような仕組みがとられています。看護師や保健担当が中心となり感染症発生時対応のシミュレーションを行い周知されています。 救急用品は看護師が整備し誰でも取り出せるようにしています。事務室の一角に医務室があり看護師や他の職員が見守るようにされています。 	
29	<p>食育の推進に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障がいのある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント) <ul style="list-style-type: none"> 食育計画が作成され種や苗を所内の畑に作り、食育担当者を中心に様々な野菜作りに取り組んでいます。 子どもが育て収穫した、ナス、トマト、ピーマン等が給食に出され、味わいながら調理師に感謝し食べています。 体調不良の子に対しては、症状記入用紙に書いてもらい、子どもの症状がわかり適切な対応をしています。また、障がいのある子に対しては、事前に聞き取りし受診病院や連絡先などを記入し、緊急時にすみやかに対応するなどの、細やかな配慮がされています。 アレルギー児についてはアレルギー対応マニュアルを基に、一人ひとりを把握し、担当の調理員が代替食を作っています。保育士は調理されたものをクラスの職員が声を掛け合い、アレルギー児の個別テーブルに配膳しています。万全の注意を払い給食を提供し事故防止に努められています。 楽しく食べ偏食を減らせるよう保育士の言葉がけをしています。 	

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な環境状態が保持され、施設内外の衛生管理に努めています。 ・今年度から加湿器を設置し適切な環境を整えたり、コロナ感染症予防のため消毒方法を変更するなど衛生面に十分な配慮がされ室内の清掃が強化されています。 ・看護師による手洗い指導や登所時や戸外遊び前後などのアルコール消毒を徹底し、子どもが常に触る机やいすは念入りの消毒がされています。 		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生対応マニュアルが整備され職員に周知されています。 ・事故が発生した場合は事故報告書を作成し保育課に提出しています。子ども同士による打撲や外遊び時の怪我や事故は所内の事故調査委員会にて検証されます。その後全職員に報告され、事故の未然防止に繋がっています。 ・定期的に設備や遊具などの点検やチェックを行い安全確認をされています。 ・不審者対応の訓練を実施し不意の事態を想定し訓練されています。 ・子どもが出入りする門は誰でも入りやすくなっており、事務室から監視できるような自動の開閉装置と監視カメラの設置等の検討が望まれます。 		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種災害対応マニュアルが整備され職員室に分かりやすい場所に掲示されています。訓練はリーダーを代えるなどして誰でも対応できるようにされています。 ・毎月1回、時間や発生場所などのあらゆる場面を想定し訓練しています。 ・野田市保育課緊急連絡網により所長、主任からすべての職員連絡網に繋ぐ体制が整備されています。 ・子どもにとって一番安全な避難場所を把握し園庭や近隣の福祉センターの避難場所が周知されています。 ・各家庭に緊急災害時引き取りカードが事前に手渡され、引き渡し時の安全確保に努めています。子どもと職員の安否確認は「マチコミ」のアプリより一斉送信され確認できるようにされています。 		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は少ない園庭開放の実施となりましたが、地域の子どもと保育所の子どもと一緒に遊んだり、保育士が遊びの提供するなど交流をしています。広い園庭で園児と一緒にのびのびと遊び(また来たい)(楽しく遊べた)等多くの感想が寄せられています。 ・育児相談にも応じて子育てのアドバイスなど気軽に相談できるような対応がされています。 ・例年実施されている「食と遊びの講習会」は中止となったものの、保育士による子どもとふれあい遊びの動画配信を試み、育児支援の提供もされています。 ・野田市役所のギャラリーで年1回保育所の写真や作品を展示し、市民にアピールする取り組みがされています。 		